

働き方改悪を職場に 持ち込ませない！

6月末に成立した働き方改革法に基づき、労働政策審議会で審議が始まっている。

労働時間関連の政省令・指針案から始まり7月10日、18日、8月9日、27日の4回の審議で要綱案は「概ね妥当」とされた。法改定で時間外労働の上限（月45時間、年360時間）は罰則付きとされたが、労使協定で特別条項を結べば月100時間、半年480時間までの残業が可能だ。職場で長時間労働をなくすには労働組合の役割は重要だ。安易に過労死基準の36協定を結んで、過労死が生じれば、組合もその責任を問われることになる。

8月30日には同一労働同一賃金（実態は同一労働格差賃金容認だが）に関する同一労働同一賃金部会が始まり、まずパート・有期関連のガイドラインたたき台案が、9月10日に派遣労働に関するたたき台案が示された。雇用管理の仕方が違えば、「仕事を教える立場のパート・有期労働者より新入社員の方が賃金が高くて問題ない」というようなガイドラインは、パート・有期で働く人への冒涇だ。



8月11日、東京都内でも沖縄に連帯する集会を開催された

問題の高度プロ法に関する労働政策審議会を10月から始まるようだ。最低基準を定めた労働基準法の時間規制を骨抜きにする高度プロ法は、すべての労働団体が反対した。
労使協定で導入するなど有ってはならないことだ。高度プロ法を使おうとする企業は「ブラック」企業と今から宣伝していこう。

翁長知事の決意をつないで 新基地建設を阻止しよう！

8月8日、17日の土砂投入に緊迫する沖縄に向かった。那覇に到着、高速バスで名護に向う車中で翁長さん逝去のニュースが届いた。国が彼を死に至らしめたと思った。

9日8時半前に辺野古ゲート前に到着、新たな柵で狭く仕切られた座り込みに参加する。資材搬入もなく2時間ほどで座り込み終わり、デモとコールをしながらテントに向かった。そのコールに「翁長さん ありがとう」が入っているのが悲しい。

テントでは発言や歌が続いた。10日も8時過ぎ座り込み開始、沖縄に台風が接近し昼過ぎにテントの屋根をかたづけ、早めに那覇に戻り県庁でお悔やみの記帳をした。

11日県民集会の朝、今にも雨が降り出しそうなか、ゆいレール駅から人々の列が続いた。11時、1分間の黙とうで集会は始まった。

翁長さんの二男翁長雄治那覇市議が「父が沖縄は試練の連続だ。しかし一度もウチナンチューとしての誇りを捨てることなく闘い続けてきた。ウチナンチューが心を一つにして闘う時には想像するよりはるかに大きな力になると何度も言っていた、父に辺野古新基地建設が止められたと報告できるよう頑張りましょう」と挨拶、知事に用意

国会ビューイングで 学習会を開催

9月7日（金）新橋生涯学習センターばるーんにて、働き方改革法案の「国会パブリックビューイング」を活用した意見交換会を行った。

法政大学・上西教授の丁寧な説明と国会映像が55分にまとめられ分かりやすい構成だ。

参加者からは、「答えをはぐらかす・結論ありきの不誠実さは団交での経営陣を見るようだ」「時間を消費すればいいという態度が許せない」「労基法の保護から労働者を外し疲弊させ何をしようというのか」等の意見が飛び交い、気持ちが引き締まる会となった。今後、各職場で大いに活用していこう！

東京全労協常任幹事 渡辺香織

女性委員会総会

とき 2018年11月17日（土）
14時00分～17時30分
ところ SKプラザB1ホール
（千代田区飯田橋3-9-3）
内容 定期総会
講演 「自衛隊を憲法に書き
込むってどういうこと？
（仮）～中野麻美弁護士
懇親会も用意しております。

された椅子にかぶるはずだった青い帽子を置いた。山城博治さんは知事の決意を忘れず腹を据えて頑張ろう、謝花副知事は埋め立て承認の撤回について翁長知事の強く熱い思いを受け止め判断していくと発言し大きな拍手が上がった。

雨の中各界からの挨拶、国会議員の紹介、県民大会決議が確認され、最後はプラカードを掲げ、手をつないでガンバローを行い新基地建設反対と翁長さんへの追悼集会は終わった。

同日東京東池袋でも2800人の参加で沖縄に連帯する集会が開かれた。

翁長さんの意思を引き継ぐ玉城デニーさんがオール沖縄の要請に心え、知事選に立候補した。知事選に勝利して、翁長さんに報告しよう。（柚木康子）

女性ユニオン東京の

マタハラ裁判で勝利判決

この事件は育児休業明けに保育園が見つからず、「正社員に戻る事が前提」と言う会社（株）ジャパンビジネスラボの説明によって週3日の契約社員として復職、同月内に保育園が見つかったので正社員に戻りたいと希望しても会社が拒否し、契約期間満了で雇止めにしたという事件だ。まさにマタハラの典型的なものだ。

そもそも会社が先に原告Aさんと雇用関係にないとの確認を求めて裁判を起こし、訴えられたAさんが解雇は不当と正社員の地位確認を求めて反訴した。1年後会社はAさんが提訴時に行った記者会見で名誉が棄損されたとSLAP訴訟をおこした。この3つの裁判に対する判決が9月11日午後東京地裁であった。

判決では、雇止めは客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当とは言えないと断じたが、その地位は契約社員であると判断した。さらに、復職後正社員に戻すことを求めているから会社の対応は、「会社の不誠実な対応はいずれも幼年の子を養育していることを原因とするもの」などと批判し厳しい言葉で断罪し、損害賠償を認めました。SLAP訴訟は棄却された。裁判長は本文を読み上げた後、判決要旨を5分以上読み上げ、会社の態度の問題点を明らかにした。

傍聴していた者にとっては、そこまでするならなぜ正社員の地位を認めないのかという思いだった。



8月31日、第40回連帯する夕べが都内で開かれた。

原告Aさんは事実認定ではマタハラ行為と主張したことが皆認められてうれしいと報告会で発言してくれました。会社の不法行為が認められたことは大きいですが、契約社員への契約変更が不利益変更と判断されなかった点は、この秋にも始まる均等法の見直し論議では非解決すべき課題として議論を求めよう。(Y)

郵政65歳解雇事件で、

最高裁は高裁判決より後退の判決、

9月14日午後、非正規社員が65歳で一律に解雇は無効と争う裁判で最高裁から判決がでた。

地裁・高裁とも敗訴だったが、高裁は65歳になっても業務遂行能力を維持しているのが一般的だとして会社に施策の再検討を求める付言を行った。最高裁がわざわざ判決を行うと言うので少しは前進があるかと期待したが、ただ「上告を棄却する」と言うて法廷を出て行った。最高裁前の報告集会では、高裁の付言すら否定し、これまでの解雇法理も認めないようなひどい内容であることが明らかにになった。

11.2 不当解雇撤回 勝利判決
銀座デモ
原職復帰!
組合差別による解雇と東京地裁で証言!

ユナイテッド航空は一昨年、史上最高利益をあげ、米国で乗務員を新規採用し続ける中、日本で採用された日本の労働組合に所属する日本人乗務員のみをピンポイントで解雇しました。

今年8月に東京地裁で行われた証人尋問で、会社は「余剰人員のため成田ベースを閉鎖して解雇した」と主張してきた理由を覆し、裁判では一変して「答えられない」を連発。しかし組合差別、国籍差別の解雇が浮き彫りになりつつあるにもかかわらず、裁判長はそれ以上真相を迫りせず、結審に進めようとしています。私達はいかなる差別も許さず、1日も早い原職復帰を目指しています。

この闘いを世論にしっかりと訴えてユナイテッド航空の解雇責任を追究し、司法の場で解雇無効の判断を求めるために、銀座でデモ行進を取り組むこととしました。

日本の闘う仲間の団結力をユナイテッド航空、司法、また世界にアピールしたいと思います。

是非一人でも多くの皆様の結集をどうぞ宜しくお願い致します。

日時 2018年11月2日(金)
 集合時間 18時30分
 デモ出発 19時00分
 集合場所 日比谷公園かもめの広場

デモ解散は、祝橋流れ解散を予定しています。



9月14日、最高裁で郵政65歳裁判の判決が出された。

第30回全労協全国

とき 2018年9月30日(14時)

10月1日(12時00分)

ところ 熱海ニユーフジャホテル
 女性組合員の代議員・傍聴を!

定期大会